

(別紙 1)

10

令和3年度～令和7年度 社会福祉法人五倫会 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人 五倫会		法人番号	1-4200-0500-5216				
法人代表者氏名	理事長 湯瀬久美							
法人の主たる所在地	青森県黒石市追子野木二丁目181-1							
連絡先	0172-52-3890							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	地域公益事業を行わないため該当なし							
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	令和3年5月22日 令和6年6月10日							
評議員会の承認年月日	令和3年6月15日 令和6年6月28日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (令和2年度末現在)	1か年度目 (令和3年度末現在)	2か年度目 (令和4年度末現在)	3か年度目 (令和5年度末現在)	4か年度目 (令和6年度末現在)	5か年度目 (令和7年度末現在)	6か年度目 (令和8年度末現在)	
	12,430 千円	10,792 千円	8,094 千円	25,860 5,396 千円	20,415 2,698 千円	15,135 0 千円	9,855 千円	
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)		1,638 千円	2,698 千円	2,698 千円	5,445 2,698 千円	5,280 2,698 千円	5,280 千円	
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	7か年度目 (令和9年度末現在)	8か年度目 (令和10年度末現在)					合計	社会福祉充実事業未充当額
	4,575 千円	0 千円						
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)	5,280 千円	4,575 千円					25,860 千円	
本計画の対象期間	11 令和3年7月1日～令和7年3月31日							

## 2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目	職員処遇向上事業	社会福祉事業	既存	職員の処遇向上のための職員の賞与の増額を行う。	無	987千円
	職員育成事業	社会福祉事業	既存	保護者の方へのサービス向上を図るため、保育の質の向上へ向けた研修費用を増額する。	無	486千円
	公認会計士への意見聴取	社会福祉事業	新規	社会福祉充実計画策定について公認会計士へ依頼する	無	165千円
	小計					
2か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	保護者の方へのサービス向上を図るため、保育の質の向上へ向けた研修費用を増額する。	無	486千円
	職員処遇向上事業	社会福祉事業	既存	職員の処遇向上のための職員の賞与の増額を行う。	無	2,212千円
	小計					
3か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	保護者の方へのサービス向上を図るため、保育の質の向上へ向けた研修費用を増額する。	無	486千円
	職員処遇向上事業	社会福祉事業	既存	職員の処遇向上のための職員の賞与の増額を行う。	無	2,212千円
	小計					
4か年度目	職員育成事業	社会福祉事業	既存	保護者の方へのサービス向上を図るため、保育の質の向上へ向けた研修費用を増額する。	無	486千円
	職員処遇向上事業	社会福祉事業	既存	職員の処遇向上のための職員の賞与の増額を行う。	無	2,212千円
	小計					

4か年度目	新規職員の雇 上げ事業	社会福祉 事業	新規	サービスの質を向上図るために新 たな人材を雇い入れる。 中郷こども園 1名雇い入れ  美郷こども園 1名雇い入れ	無	2,640 千円  2,640 千円
	確認書作成業 務	社会福祉 事業	新規	社会福祉充実計画策定について公認 会計士へ依頼する	無	165 千円
	小計					5,445 千円
5か年 度目	職員育成事業	社会福祉 事業	既存	保護者の方へのサービス向上を図る ため、保育の質の向上へ向けた研修 費用を増額する。	無	486 千円
	職員処遇向上 事業	社会福祉 事業	既存	職員の処遇向上のための職員の賞与 の増額を行う。	無	2,212 千円
	小計					2,698 千円
5か年 度目	新規職員の雇 上げ事業	社会福祉 事業	新規	サービスの質を向上図るために新 たな人材を雇い入れる。 中郷こども園 1名雇い入れ  美郷こども園 1名雇い入れ	無	2,640 千円  2,640 千円
	小計					5,280 千円
6か年 度目	新規職員の雇 上げ事業	社会福祉 事業	新規	サービスの質を向上図るために新 たな人材を雇い入れる。 中郷こども園 1名雇い入れ  美郷こども園 1名雇い入れ	無	2,640 千円  2,640 千円
	小計					5,280 千円
7か年 度目	新規職員の雇 上げ事業	社会福祉 事業	新規	サービスの質を向上図るために新 たな人材を雇い入れる。 中郷こども園 1名雇い入れ  美郷こども園 1名雇い入れ	無	2,640 千円  2,640 千円

	小計				5,280 千円	
8か年度目	新規職員の雇 上げ事業	社会福祉 事業	新規	サービスの質を向上図るために新たな人材を雇い入れる。 中郷こども園 1名雇い入れ	無	2,640 千円
				美郷こども園 1名雇い入れ		2,640 千円
小計					5,280 千円	
合計					26,565 千円	

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

### 3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	在園児及びこれからの入園児に対するより良い環境を整備する。
② 地域公益事業	①の取り組みを実施する結果、残額が生じないため、実施しない。
③ ①及び②以外の公益事業	①の取り組みを実施する結果、残額が生じないため、実施しない。

### 4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計	
	計画の実施期間に おける事業費合計	1,638 千円	2,698 千円	2,698 千円	0 2,698 千円	0 2,698 千円	7,034 12,430 千円	
	職員の処 遇改善、職 員の資質 向上	財源 構成	社会福祉充実 残額	1,638 千円	2,698 千円	2,698 千円	0 2,698 千円	0 2,698 千円
補助金								
借入金								
事業収益								
その他								

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	6か年度目	
新規職員の 雇上げ 事業	計画の実施期間に おける事業費合計	0 千円	0 千円	0 千円	5,280 千円	5,280 千円	5,280 千円	
	財源 構成	社会福祉充実 残額	0 千円	0 千円	0 千円	5,280 千円	5,280 千円	5,280 千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						
	事業費内訳	7か年度目	8か年度目				合計	
	計画の実施期間に おける事業費合計	5,280 千円	5,280 千円				26,400 千円	
	財源 構成	社会福祉充実 残額	5,280 千円	4,575 千円				25,695 千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益		705 千円				705 千円
	その他							

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	6か年度目	
確認書作 成業務	計画の実施期間に おける事業費合計	0 千円	0 千円	0 千円	165 千円	0 千円	0 千円	
	財源 構成	社会福祉充実 残額	0 千円	0 千円	0 千円	165 千円	0 千円	0 千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						
	事業費内訳	7か年度目	8か年度目				合計	
	計画の実施期間に おける事業費合計	0 千円	0 千円				165 千円	
	財源 構成	社会福祉充実 残額	0 千円	0 千円				165 千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
	その他							

※本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

### 5-1. 事業の詳細

事業名	職員の処遇改善、職員の資質向上	
主な対象者	職員、園利用乳幼児	
想定される対象者数	職員44名、利用乳幼児210名	
事業の実施地域	黒石市	
事業の実施時期	5 令和3年7月1日～令和7年3月31日	
事業内容	職員の賞与の改善をし、処遇の向上を図るとともに研修の機会を増やし、職員の質の向上をすることで、利用する保護者へ対してのサービスの向上を図る。 職員の処遇改善を行うことで、サービス向上を図る。	
事業の実施スケジュール	1か年度目	職員の賞与の約2%改善、資格取得等研修参加
	2か年度目	職員の賞与の約2%改善、資格取得等研修参加
	3か年度目	職員の賞与の約2%改善、資格取得等研修参加
	4か年度目	職員の賞与の約2%改善、資格取得等研修参加
	5か年度目	職員の賞与の約2%改善、資格取得等研修参加
事業費積算 (概算)	職員賞与・非常勤職員給与 9,835千円 研修研究費 2,430千円 業務委託費 165千円	
	合計	7,034 12,430千円(うち社会福祉充実残額充当額0千円)
地域協議会等の意見とその反映状況	-	

### 5-2. 事業の詳細

事業名	新規職員の雇上げ事業
主な対象者	職員、園利用乳幼児
想定される対象者数	職員61名、利用乳幼児210名
事業の実施地域	黒石市
事業の実施時期	令和6年7月1日～令和11年3月31日
事業内容	新規職員雇い上げをすることで職員の業務効率化するとともに、利用園児と保護者へのサービスの向上。

事業の実施スケジュール	4か年度目	新規職員の雇上げ
	5か年度目	新規職員の雇上げ
	6か年度目	新規職員の雇上げ
	7か年度目	新規職員の雇上げ
	8か年度目	新規職員の雇上げ
事業費積算 (概算)	<b>令和6年度</b>	
	美郷こども園新規職員の雇上げ1名 月 200,000 円 (法定福利費 20,000 円) × 12 カ月	2 6 4 0 千円
	中郷こども園新規職員の雇上げ1名 月 200,000 円 (法定福利費 20,000 円) × 12 カ月	2 6 4 0 千円
	<b>令和7年度</b>	
	美郷こども園新規職員の雇上げ1名 月 200,000 円 (法定福利費 20,000 円) × 12 カ月	2 6 4 0 千円
	中郷こども園新規職員の雇上げ1名 月 200,000 円 (法定福利費 20,000 円) × 12 カ月	2 6 4 0 千円
	<b>令和8年度</b>	
	美郷こども園新規職員の雇上げ1名 月 200,000 円 (法定福利費 20,000 円) × 12 カ月	2 6 4 0 千円
	中郷こども園新規職員の雇上げ1名 月 200,000 円 (法定福利費 20,000 円) × 12 カ月	2 6 4 0 千円
	<b>令和9年度</b>	
美郷こども園新規職員の雇上げ1名 月 200,000 円 (法定福利費 20,000 円) × 12 カ月	2 6 4 0 千円	
中郷こども園新規職員の雇上げ1名 月 200,000 円 (法定福利費 20,000 円) × 12 カ月	2 6 4 0 千円	
<b>令和10年度</b>		
美郷こども園新規職員の雇上げ1名 月 200,000 円 (法定福利費 20,000 円) × 12 カ月	2 6 4 0 千円	
中郷こども園新規職員の雇上げ1名 月 200,000 円 (法定福利費 20,000 円) × 12 カ月	2 6 4 0 千円	
	合計	2 6, 4 0 0 千円 (うち社会福祉充実残額充当額 2 5, 6 9 5 千円)
地域協議会等の意見と その反映状況	—	

### 5-3. 事業の詳細

事業名	確認書作成業務
主な対象者	
想定される対象者数	
事業の実施地域	黒石市
事業の実施時期	令和6年7月1日～令和11年3月31日

事業内容	社会福祉法人五倫会 社会福祉充実計画に係る公認会計士の確認書作成に要する費用。	
事業の実施スケジュール	4か年度目	社会福祉充実計画の確認書作成
事業費積算 (概算)	小野寺高公認会計士税理士事務所確認書作成費用 165千円	
	合計	165千円 (うち社会福祉充実残額充当額165千円)
地域協議会等の意見とその反映状況	—	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

## 6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

昨今の人材不足の中、新たな人材を確保すること、かつ人材の定着と着実な人材育成を考慮したため。



(別紙2)

手 続 実 施 結 果 報 告 書

令和6年6月10日

社会福祉法人 五倫会

理事長 湯瀬 久美 殿

公認会計士 小野寺 高



私は、社会福祉法人五倫会（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「令和3年度～令和10年度社会福祉法人五倫会 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

### 1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

### 2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動

産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

### 3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

### 4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

### 5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以 上